

福島市告示第168号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年5月27日

福島市長 木幡 浩

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション サクラシア福島	福島市飯坂町平野字上前田5番地の1	令和7年2月28日
セントラル歯科クリニック	福島市栄町7-33	令和7年4月1日
さくらお子さまクリニック	福島市黒岩字竹ノ内 11 番1	令和7年5月1日
みなも在宅クリニック	福島市八木田字井戸上91-6	令和7年5月1日